

【前期第7問】

Aは中学1年生の13歳の男児であり全身に痛みを感じる筋繊維痛症を発症したため2013年7月に甲病院を受診したところ、脳幹部に末期の悪性腫瘍が見つかり入院した。甲病院の医師であるDがAの主治医となり、精密検査をした結果余命8か月ほどの診断を受けたがAの両親である母親B、父親Cは想像以上の病状にAがショックを受けるのではないかと思い、Aへの告知を思いとどまっていた。

入院後の同年10月からAは脳の悪性腫瘍を原因とする嘔吐と進行した筋繊維痛症による全身の激痛により食欲の減退や睡眠障害(不眠)を生じ鬱状態となり、Aは日常的に「もう死にたい」「楽になりたい」と両親に言うようになったがB、CまたDはAを励まし続けた。同年11月からはモルヒネの投与による痛みの緩和処置もありAは激痛を訴えなくなった。Aは「死にたい」「楽になりたい」と両親に告げることはなくなったが脳腫瘍の進行により嘔吐や複視、右半身の麻痺が生じていた。2014年1月28日が大雪による配達的大幅な遅れにより病院のモルヒネの在庫がなくなり、同日午後11時5分にモルヒネがAに投与されなくなったところ、Aは筋繊維痛症による激痛を訴え「もう殺して」とDに申し出たが、Dは「あと半日で薬がつくから。もう少しの辛抱だから」とAの申し出を断った。その数分後、Aの見舞いに来たC、が、Aが痛みに叫ぶ姿を見てDに「もう旅立たせてあげてほしい」「Aを楽にさせて欲しい」と何度も申し出、またAもCに同調したところDは悩んだ末に「わかりました」と言い同日午後11時18分にAに睡眠薬と致死量の筋弛緩剤を投与し筋弛緩剤の作用によりAを窒息死させた。

なお、配達される予定であったモルヒネは翌日午後1時に病院に到着した。

C、Dの罪責を論じよ。

参考判例：横浜地方裁判所平成7年3月28日判決